

Curtis v. Loether, 415 U.S. 189 (1974)

[付記したページ数は、アメリカ法第一分冊のものです（プリントのものより1多い）]

【メモ】

- ・公民権法第8編の住宅差別禁止規定に対して812条が認める救済方法
 - ①永久的差止命令・暫定的差止命令、一方的緊急差止命令等の命令
 - ②現実損害の賠償、1000ドル以下の懲罰的損害賠償
 - ③訴訟費用・弁護士費用
- ・本事件の争点

公民権法または第7修正は、812条に基づいて損害賠償と差止的救済を求める訴訟において、当事者の求めにより陪審審理を開くことを義務づけるか。

【事実の概要】

黒人女性の原告が、白人の被告が804条4項に違反して人種を理由にアパートの賃貸を拒否したとして812条に基づいて提訴した。訴状で、原告は差止的救済と懲罰的損害賠償のみを請求。後に現実損害の賠償請求を追加した。

地裁、証拠審理の後、被上告人が当該アパートを本案審理中に他者に賃貸することを禁止する仮差止命令を出した。この仮差止命令は、上告人が他の建物を確保した後に、上告人の同意のもとに約5か月後に解除された。そして、事件は、現実損害の賠償および懲罰的損害賠償の争点をめぐる事実審理に進んだ。

被上告人は、答弁書において、（時期に遅れることなく）陪審審理を求めた。しかし地方裁判所は陪審審理は公民権法第8編（公正住宅規定）によって認められても、合衆国憲法第7修正によって義務づけられてもいないとして、陪審審理を求める申立てを却下した。

本案審理の後、地方裁判所裁判官は、被上告人が上告人を人種に基づいて現実に差別したことを認定した。地方裁判所裁判官は、現実的損害については認定しなかったが、250ドルの懲罰的損害賠償を認容し、弁護士費用および訴訟費用に関する上告人の請求は棄却した。

控訴裁判所は、陪審審理の争点に関して原判決を破棄し、詳細な検討の後、第7修正は本訴訟において被上告人に陪審審理を受ける権利を与えていたとして、当該法律を陪審審理を認めるものと解釈し、当該法律の合憲性の問題を解消した。公民権法第8編の運用と執行における陪審審理の問題の重要性と、本問題に対する下級審裁判所の意見の対立に照らして、当裁判所は上訴受理を求める申立てを受理した。原判決肯認（上告棄却）。

【判旨】

【立法過程】

当裁判所は、第7修正が、812条による連邦裁判所での損害賠償請求訴訟において、両当事者に陪審審理を求める権利を与えていることが明白であると考えるので、この問題

に関する本法の立法過程について詳細な議論する必要があるとは思わない（45 頁左段下から 20~3 行目）。

[第 7 修正]

第 7 修正は「コモン・ロー上の訴訟において、訴額が 20 ドルを超えるときは、陪審審理を受ける権利が維持される」と規定している。本修正の要点は、1791 年の時点において存在したような陪審審理の権利を維持することにあったが、その権利は 1791 年の時点で認められていた訴訟方式の範囲にとどまるものでないことが早くから確立されていた。ストーリ裁判官は、1830 年に、この基本的原理を確立した（45 頁右段下から 16~7 行目）。

本節の「コモン・ロー」という用語は、エクイティおよび海法と区別する趣旨で用いられている。本修正の起草者は、「コモン・ロー」の言葉によって、コモン・ローが古来の確立された手続において認めていた訴訟だけを意味したのではなく、エクイティ上の権利のみが確認されたりエクイティ上の救済方法が実現されたりする訴訟と区別された、コモン・ロー上の権利が確定される訴訟をひろく意味したのである。したがって、本修正は、その形態を問わず、エクイティと海法の管轄に属さない、コモン・ロー上の権利を確定するための訴訟をすべて包摂するものと理解すべきである（45 頁右段下から 6 行目～46 頁左段 12 行目）。

[議会の制定した法律によって創設された新たな訴訟原因と第 7 修正]

上告人は、第 7 修正は議会制定法が創設した新たな訴訟原因には適用されないと主張しているが、控訴裁判所が述べたように、当裁判所は、陪審審理に対する憲法上の権利が制定法上の権利を実現する訴訟に適用されることについては、疑問の余地がない明白なことがらと考えてきた。当裁判所がこの問題に関して詳しく議論したことはないようにも見えるが、われわれは、しばしば、第 7 修正が制定法に基づく訴訟原因に適用があることを認めてきた（例として、商標法に関する *Dairy Queen v. Wood* 判決、出入国管理法に関する *Hepner v. United States* 判決など）。この点に関して疑問があったとすればすべて取り除かれるべきである。第 7 修正は制定法上の権利を実現する訴訟に適用があり、制定法が、通常裁判所での損害賠償請求訴訟において実現されるコモン・ロー上の権利と救済方法を創設するものであるかぎり、当事者の求めにより陪審審理を必要とするものである（46 頁左段 13~39 行目）。

議会が、制定法上の権利について、地方裁判所における通常の民事訴訟での実現を規定している場合で、陪審審理の権利を否定する明確な理由が存在しないときには、訴訟が、通常、コモン・ローの訴訟で実現される種類の権利と救済方法を含んでいるかぎり、陪審審理が利用可能でなければならない（46 頁左段下から 17~10 行目）。

われわれは、812 条に基づく損害賠償請求訴訟が、第 7 修正に関する判例法にいうところの「コモン・ロー上の権利」を実現する訴訟であることは明白であると考える。この法律に基づく損害賠償請求訴訟は基本的に不法行為の性格のものである——この法律は新たなコモン・ロー上の義務を規定し、被告の不法行為によって生じた権利侵害につい

て原告に補償を与えることを裁判所に認めたものに過ぎない。控訴裁判所が述べたように、この訴訟原因は、コモン・ローにおいて認められてきた多数の不法行為訴訟に類似のものである。より重要なこととして、本事件で請求された救済方法——現実損害の賠償と懲罰的損害賠償——は、コモン・ローで与えられる伝統的な救済方法の形式である(47 頁左段 1~17 行目)。

[政策的な検討]

われわれは、上告人の政策的議論の大きさを忘れるものではない。陪審審理は、第 8 編の損害賠償請求訴訟の処理をある程度遅らせることがあるかもしれない。しかし、エクイティ上の救済のみを求める第 8 編訴訟は影響を受けないし、損害賠償請求訴訟においても、仮差止命令は陪審審理なしに利用することができる。また、われわれは、陪審の偏見のために、差別の被害者に与えられるべき評決が否定される可能性があることも認めざるを得ない。もちろん、評決を指図したり、評決無視判決を下したり、再審理を認めたりする第一審裁判所裁判官の権限は、このような危険に対する実質的な予防策となる。加えて、陪審審理によって、連邦の公民権法の現実の運用がより多くの人々に周知されるという被上告人の主張にも幾分かの道理はある。しかし、より根本的な問題として、これらの事項は、第 7 修正が明確に命じるところを凌駕するには不十分なものである。控訴裁判所の判決は肯認されなければならない(48 頁左段 17~41 行目)。

[結論]

上告棄却。